

觀 応 摶 亂 の 前 提

(尊氏、直義、師直三者の立場)

篠 宮 一 郎

はじめに

貞和五年(正平四年・一三四九)から文和元年(正平七年・一三五二)まで、足かけ四年にわたるこの擾乱は、表面的には、直義をめぐって、高師直、尊氏、義詮らの不和による足利政権の分裂の様相を呈している。「太平記」⁽¹⁾によれば、当時南朝勢力の一中心であった楠木正行を四条駿に破り、南朝の拠点吉野を陥した師直が、その戦功を誇り、勝手な振舞いが多く

程歟」と、結城親朝へ書いたほどである。直義・師直の対立は、親房が知る以前に既に救いがたい状態になっていたに相違ない。そして執事師直の背後に尊氏がある以上、尊氏と直義との兄弟の対立ともなりかねぬ状態だったのである。では、そのよつて来たる由来を幕府開設時まで逆昇り、再び年代順に下りつゝ探つてみよう。

註 (1) 「太平記」卷二十六執事兄弟奢侈事。

(2) 「園太曆」貞和五年閏六月二日の条。

(3) 興国三年七月三日、北畠親房書状(白河證古文書)

とつたために、直義をはじめ与点に憎まれた、というかたちを

とつてている。洞院公賢がその日記に記しているところによる

と、直義が信仰している禅僧の妙吉がそれに介伝していること

とが指摘されている⁽²⁾。

しかしそれはあくまでもきつかけであつて、両者の対立は早くから顕著になつていて、興同三年(康永元年・一三四二)に東国にいた北畠親房もすでにこの対立を知り、「京都凶徒作法以外聞。直義師直不和。已及相剋云々。滅亡不可有」

幕府開設にあたつて尊氏は、彼の地位を二分して政務を直義に譲り、二頭体制を始めた⁽¹⁾。直義はこのとき、再三固辞した後、尊氏の強請に負けて引き受けたといわれるが⁽²⁾、一旦引き受けた後は、幕政に専念した。謹直な直義の性格から、政務の最高責任者という公的な立場に対する責任感は強かつた。政務を妨げるからといって、演劇を好まず、尊氏の

田楽愛好振りをなじるという挿話も伝えられている⁽³⁾。彼の政治構想は建武式目に強く反映している。それは一口でいえば、前代執権政治への回帰である。それは式目八名のうち、二階堂兄弟（是圓・真恵）以下太田・明石・布施ら五名までが鎌倉幕府の司法官僚（評定衆・引付方・奉行人）出身者であることによつてもわかる⁽⁴⁾。

ところで彼の考えを具体的にみてみよう。

一、諸国守護人殊可レ被レ抜ニ政務器用事

如ニ当时者、募軍忠ニ被レ補ニ守護職歟、可レ被レ行ニ恩賞者、可レ宛ニ給庄園乎、守護者、上古之吏務也、國中之治否、只依ニ此職尤被レ補ニ器用者、可レ叫ニ撫民之義乎。（建武式目第七条）⁽⁵⁾

これによれば守護職は、上古の吏務、すなわち国司の職務と同じであるから、単に軍忠があるからといって守護に任命すべきではなく、政務の「器用」の人をえらんで補任すべしといつてゐる。しかし從来の守護の職務は、幕府から付与された「大犯三ヶ条」（後に火付・強盜が追加）に限定されており、御家人統制の他、一般の地方行政担当の権能は所持しないなかつた。つまり武家の任命する守護と、公家より補佐する国司との職務権限は本来的には、判然と区別されるべきものであった。而して鎌倉後期に至り、王朝国家の地方機関たる国衛の有名無実化により、地方の行政統治に守護が介入す

る傾向が顕著になつてきた。更にその傾向を促進したのが建武新政の許に実施された国司守護併置政策である。この場合は、御醍醐天皇の公家一統政治による国司権限強化の意図と在來の守護制度との妥協の結果であるが、これが守護職務、国司職務の相互融合を誘発したことは推定される。特にそれは国司守護一体の国において顕著にあらわれた。その適例は越後守と同國守護を兼ねた新田義貞である。「大日本史料」第六編元弘三（一二三三）年十二月十四日、二十九日、同十月十日によると、義貞は国宣をもつて問題処理にあたつてゐる。注目されるのは、義貞が元弘三年七月二十六日の宣旨すなわち所領個別安堵法の適用を中止した宣旨にもとづいて未解決であつた惣領地頭職などの安堵を行ない、謀反人の討伐を実行していることである。国司のこのような活発な活動は、前代には見られなかつたことである。この場合は、国司権限の中へ、守護の権限をも吸収することによつて地方統治を強力ならしめたといえる。

さて、そのことは逆に再建された幕府治下において守護を刺激し、国司の所務をも併合吸収する意欲を強くもたせたのではないだろうか。前述の規定において守護が国司に比せられているのは、その明瞭なあらわれである。更に建武式目の後書に「遠訪延喜天暦兩聖之德化」近以「義時・泰時父子之行狀」為近代之師」とあって、「義時・泰時」に「延喜・天暦」を並立させたのは、そうした具体例の帰納された理念

といえるであろう。

しかし、直義が意図したところの「義時・泰時」体制への回帰によれば、守護には、このような強大な権限を与えられぬものであつたはずである。つまり直義とすれば、従来の伝統的な守護権限でもって、国司的な「國中之治」の執行を期待しているわけである。

このような意図は、建武五年(延元三年・一三三八)七月二十九日発布の建武以来追加法における諸国守護人事に明確にうかがえる。

右被_レ補_レ守護_二之本意、為_二治_一國_一安_一民_一也、為_レ人有_レ德_者任_レ人、為_レ國無_レ益_者可_レ改_レ之處。或募_ニ勲功_ニ之賞_ニ或稱_ニ譜第_ニ之職_ニ押_ニ妨_ニ寺社本社領_ニ管_ニ領所々地頭職_ニ預_ニ置軍士_ニ充_ニ行家人_ニ之條、甚不_レ可_レ然、國守_ニ貞永式目大犯三箇条之外、不_レ可_レ相綴_ニ爰近年、不_レ叙_ニ用引付等之奉書_ニ不_レ及_ニ請文_ニ徒涉_ニ旬月_ニ多累_ニ催促_ニ愁鬱_ニ輩不_レ可_ニ勝計_ニ政道_ニ違乱職而由_ニ斯_ニ仍就_ニ違背之科條_ニ須_ニ有_ニ改定之沙汰_ニ矣。(建武五年後七廿九御沙汰奉行諷方大進房円忠)

ここでは、はつきり守護職のあり方を鎌倉時代執権政治のそれに求めており、本来の大犯三箇条以上の権限を認めていない。のみならず、守護は令制の国司に比せられ、「治国安民」のため、「有徳」の人を任ずるのがたてまえとなつていて。しかしこのような法令が発布されるのは、逆に考えれば大犯三ヶ条ごときで、諸国治安の実施が不可能であることを

想像せしめるものである。のみならず守護自身の行動が地方の治安をみだしていることは前記の法令に明らかである。直義の鎌倉幕府的守護体制をもつてしては、「治国安民」の成果はおぼつかなかつた。ではその理由はなぜか次に述べてみよう。

元弘の乱で倒幕勢力がいちはやく立ちあがつたのは、周知のように畿内・近国であつた。大規模な悪党で早くから有名な伊賀・山城や後醍醐天皇に応じて挙兵した楠木・赤松氏らの河内・播磨などを考えれば、この地域が反幕勢力の一つの拠点であったことがわかるであろう。この地方の守護は、大和(興福寺)、近江(佐々木)を除けば、ほとんどすべてが、北条氏一門一族、あるいは南北六波羅探題の任命される地域であつた。したがつて、元弘の争乱によって北条氏一門が排除されたあと畿内近国地方は新幕府にとって、きわめて制圧しがたい地域であるとともに、いち早く何らかの手をうつて固めておかねばならない地域であつた。尊氏が「吉土」であるにもかかわらず、鎌倉をすてて幕府の本拠を京都にすえた理由は、まさにここにあつた。尊氏のとった地方統治の方針は、北条氏にならつて一族を諸国の守護に配置し、彼らの力を通して全国を支配して行くという体制であつた。しかしその主なる狙いは、やはり畿内近国の守護支配体制の確立にあつたのではないかと思う。尊氏は建武三年、九州で勢いをもり返し、再度入京した後、新しい諸国守護に一門一族を

配置した。細川氏は讃岐、阿波を中心に四国及び淡路、河内、和泉に、斯波氏は越前、若狭に、畠山氏は紀伊、仁木氏は伊勢、伊賀を中心にしてその他丹波、丹後、但馬地方にそれぞれ守護として任命された⁽⁶⁾。彼らは、鎌倉時代においては、足利氏に対して庶子家、支流であり、本宗家の守護管国であった三河、上総などにおいて、単なる地方豪族であつたにすぎない。守護として任命されたこれらの諸国は、そのほとんどすべてが北条氏一門の没収地であり、したがつて、前説のような条件の上に守護の地位地盤を受けついでも、従来からの伝統に依在することのできない新来者の弱味があつたろう。いいかえれば、従来の守護のそれよりも、もつと大きな権限を付与せねば、守護がその管国をおさえることはできなかつた。この点からしても、直義がその当初においてかかげた守護の鎌倉幕府的な方を強制することは、始めから無理であつたといわねばならない。しかしそれにしても直義が、強硬に守護権限の拡大に反対し、貞和二年(正平元年・一三四六)従来の大犯三ヶ条の他に苅田狼籍、使節遵行権追加を認める迄、約八年据置きにしたことは注目にあたいする。その理由は諸国の守護が勲功の賞を募り、寺社本所領を押妨したり、所々の地頭職を管領し被管に充行したりして、地域的な対建権力として余りに強大化することは、中央にあって君臨しようとする足利政権の確立のために好ましいことではない。ここに直義による守護権限制限の態度が生れ

る理由があつた。

かくて直義は、守護に幕府に忠実な地方行政官僚的な姿勢を要求する一方、寺社本所領を保護する政策を明確に打ち出し、最初に法令化したのであつた(前出建武以来追加)。

東寺八幡宮領山城国久世上下庄雜掌光信申、去今兩年々貢百四十石余事、

右当庄地頭職者、去建武三年七月一日、被寄附当社以降。為放生会以下嚴重之料所致長日御祈禱之處。下司公文等称半濟抑留神用之由、訴申之間、今年十一月十三日、仰金持三郎右衛門廣信遣召文之處、如執進公文廣世仲貞下司廣綱請文者、半濟事、建武三年七月十一日、為恩賞宛給之間。任御下文致其沙汰候之上者、全無抑留儀云々、爰廣世等所帶御下文者、領家職之由所見也、為地頭職内下司公文争可帶領家職半濟御下文哉之由、雜掌雖申之、為軍陣儀之間、非巨難之上、西京之甲乙人等、依有軍忠、本所進止之所帶等、猶以為武家之計、平均被宛行畢、適武家被管之廣世等勲功之賞、輒臣改動數、但為先日御寄進地之間。以降日御下文、輕顛倒神領之条。其(無カ)理之專一也。然則止當庄半濟之儀、於抑留年貢者、任員數可令糺返至廣世等者、可宛給其替之状下知如件。

歴応二年十二月九日

左兵衛督源朝臣(花押)⁽⁷⁾

右は建武三年（一三三六）七月十一日、山城国久世上下両莊の半濟を恩賞として充て給わったと称して、下司、公文らが年貢を抑留したことがあつたが、その後当地は、東寺八幡宮の放生会以下の厳重な料所として寄進されたものであるとし、直義も半濟の儀をとどめて抑留の年貢を糺明し返却させたもので、寺社本所領押妨禁止の法令発布後約一ヶ年半の時期である。下司等が「半濟給」を認められたと称する建武三年七月十一日当時は、尊氏が九州から攻め上つて京都を占拠した直後に当たるが、この期間尊氏は同じく上久世の公文覚賢に名田半分の地頭職を半濟給として与えている。

御判「大御所」

山城国上久世公文昨旧大式房覺賢、參御方之條殊神妙也、
領家職當名田畑以半分為地頭職所宛行也、旦為御家
人、向後弥致暈忠者、重可有抽賞之狀如件。

建武三年九月五日⁽⁸⁾

これらは、後に足利政権が生み出した制度としての「半濟」と性質が異なり、年貢ではなく土地そのものの分割であるから、一種の下地中分である。当時畿内や周辺地域で、土着武士の庄園領主から脱しようとする動きが活発になつてゐることを考え合わせると、この処置は極めて巧妙だつたといえる。尊氏はこれで彼らの希望に答える一面、彼らを新しい御家人として自分の勢力下に治めることができるからである。

しかし莊園領主（東寺）にとっては、只でさえ土着武士の所領

侵略の圧力に悩んでいた際、「軍陣の儀」と称して下地もろとも強制的に折半されることは、迷惑きわまりないことであつたろう。以後莊園領主（東寺）側の所領恢復運動が激しかつたであろうことは想像に難くない。東寺側は幕府（直義中心の執政）の寺社本所勢力への妥協的な態度に着目して返還要求を行ない、ついに前述のように尊氏の認めた久世莊の莊官武士に対する「半濟給」を撤回させ、一円支配を恢復したのであつた。

それでは、なぜ幕府が、これら寺社本所領保護に表わされたような公家・社寺等の伝統的諸勢力と妥協的な政策をとつたのであつたのか。それは正に、これまでの足利氏の政権掌握の方法そのものによるのであって、彼らは王朝勢力に対しては全面的衝突をさけ、後醍醐天皇をできるだけ孤立させる方針のもとに、皇室の分裂を利用して光嚴院を奉載した。いきおい彼らは南朝への対抗上北朝をもりたてる心要があつた。例えば光明天皇即位の際に、長講堂領、法金剛院領など、持明院統の龐大な御領の管領を光嚴院に保障⁽⁹⁾し、また諸門跡、諸公家の所領に対する武士の侵害を禁じる方針をとつたりした。

更に他の理由としては、ほかならぬ足利氏が天下を掌握し、京都に移住し一つの支配権力に転換した時、所領支配の形態をみると、他の支配権力である公家、社寺と同じような一莊園領主であったことである。しかもこの所領は公家、社

寺と同様に、諸国に散在しているものである。尊氏は建武新政期に、日向国富莊、伊勢柳御厨ほか二十九ヶ所の地頭職直義は相模の弦間郷ほか十四ヶ所の地頭職を拝領した⁽¹⁾。彼らは鎌倉期以来相伝してきた所領に、いまた多数の所領を加えたのであるが、それらはいずれも諸国に分散した莊園所領であり、それぞれ代官を派遣して得分権を実現するのである。この形式に関する限り足利政権の財政的基礎をなす「御料所」は公家寺社の所領支配の形態と本質的に異なる。

したがって、各地における在地武士の勢力上昇過程において、足利氏も又権力が衰えれば、京都貴族が経験したのと同じように、その所領の不知行、有名無実化に悩まされないと断言できないのである。故に彼ら自身にとつても、在地勢力の莊園所領侵略を無条件で肯定できる立場ではなかつた。

以上が足利氏が寺社、公家等伝統的諸勢力に対して妥協、あるいは協力的な態度もある程度固持せねばならなかつた理由である。

しかし足利氏は勿論武家政権であつて、尊氏は征夷大将軍（武家の棟梁）として全国武士階級の頂点に立つものであるから、武士層の支持は根本的なものであつて、尊氏の天下掌握を比較的早期に可能にしたのも、こうした武士階級の望むところを鋭く摑み、寛大な所領給与をほどこした御陰とさえいえないことはない。例へば、前述の山城国の公文の場合のように、尊氏は恩賞として「半済給」を宛行ない、自分の陣列

に加えるようにしてゐる。しかしここで注目されるのは、この尊氏の恩賞行為を弟の直義が否定して寺側に返還させていることである。寺社公家勢力とも武家勢力とも両方の支持を得る必要から起つた事ともとられるけれど、問題はなぜ尊氏が莊園領主の権利を侵害する立場におかれ、直義が彼らの権利を保護する立場におかれるか、ということである。佐藤進一氏の初期足利政権の政治組織に関する破綻をもとに考えればこうである⁽²⁾。尊氏の権限は征夷大将軍として全国御家人との主従関係（御恩と奉行）を掌握する為の諸機能（恩賞宛行・御家人統制等）であった。一方直義は、司法権を中心とした一般行政統治権を握っていた。具体的にいえば、所領安堵、過所（交通取り締り）、禁制（治安維持）、裁許など。したがつて尊氏は武士の棟梁としての立場より、山城国公文に恩賞を宛行ない、配下御家人に遇するかして、ここに主従関係を結ぶわけである。一方直義は広く一般の統治の立場より、治安をみだす非法行為、あるいは好ましくない現象を司法権をもつて裁く立場にある。したがつて、直義は寺社本所領保護を当面の幕政に掲げてゐる立場上、尊氏の行なつた恩賞も、場合によつては否定せざるを得なくなるのである。こうした奇妙な立場關係が、兄弟同士二人だけの場合はどうにかなるとしても、二元制という幕府機構の中に於いて、配下にそれぞれの管轄機關を所持している関係上、党派を生じやすく、対立を生みやすい状態をたえずかもしだしていることは明らかである。先

の例でいえば、寺社莊園侵略行為を容認する者と否定する者

というふうに。

しかし觀応擾乱は当初から直義・尊氏の争いの形をとったのではなく、まず幕政の中心にあつた直義と、尊氏の執事の師直との紛争として現われたことが特徴的であった。

注 (1) この間の事情はすでに「太平記」においても、「父子其先

ヲ追事アリトイヘドモ、兄弟一時ニ相変デ、大樹(將軍)ノ

武将ニ備事、古今未其例ヲ聞ズ」(卷十九本朝將軍補任兄弟無其例一事)とあり、また一族の今川貞世はその著書「難大平記」において、二つの権限の明確な区別を「大休寺殿(直義)は政道私わらせ給はねば捨がたし。大御所(尊氏)は弓矢の將軍にて更に私曲れたらせ給はず、是また捨申がたし。」と述べている。こうした点を理論的に究明した論考に佐藤進一氏の「室町幕府開創期の官制体系」(石母田正・佐藤進一「中世の法と國家」所収・東大出版会)がある。

「梅松論」下。

「続本朝通鑑」

「建武式目」(佐藤進一・池内義賢編「中世法制史料集二」所収・岩波書店)の末尾に答申者として前民部卿(藤原藤範)・是圓・真恵・玄恵法印・大宰少弐・明石民部大夫・太田七郎左衛門尉・布施彦三郎入道の八名を上げている。

「中世法制史料集二」所収。

(6) 永原慶二・杉山博共著「守護領園制の展開」(社会経済史学

十七の二)所収。

(7) 足利直義下知状(東寺文書)

(8) 足利尊氏、公文半濟給御教書案(東寺百合文書)

(9) 中村直勝「南朝の研究」星野書店。

(10) 比志島文書四。

(11) 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」。

二

高氏は下級公家高階氏の出身であつて、師直らの父師重は尊氏の父貞氏に仕えて執事の任にあたつた⁽¹⁾。「太平記」の中で、尊氏より「当家累代ノ家僕」⁽²⁾と言われているところより推定して、高氏は足利本宗の根本被官であつて、足利一門にくらべると格式は低い。しかし一方、家政執行者として足利当主の極く身近に任えていた関係上、特別の信頼をされていたものと思われる。有名な家時の置文が高氏に相伝された事例も⁽³⁾、その信頼の高さをものがたるものであろう。執事は主人に近仕する関係上、主人への申請、報告の取り継ぎ、主人命令の下達等々、ようするに主人と他人との中間にあつて仲介をする重要な位置を占めていた。そして師直の場合、この特権を十分に利用し、権勢を強めたようである。さて、尊氏が將軍になると、師直は当然將軍の執事となる。ところで執事はいわゆる公的な正式の官職ではないから、幕府官制が組織された場合でも、そこからはみだしたところで尊氏の代理として、実質的な権力をふるいやすかつた。

更に師直の兄師泰が尊氏の侍所長官になったことが、本人の師泰は勿論、師直の権勢を増すための好条件となつた。

河田智門房慶喜申、筑前国多々良渴今月二日合戦事、慶喜打取敵二人之条、令見知之旨申之、為事実否、載起請之詞、不日可注申、仍執達如件、

建武三年三月十七日

酒匂兵部二郎殿

役(侍^カ)所高尾張守師泰⁽⁴⁾

とあって、幕府再建に先き立つて、建武二年から翌年にかけての尊氏の軍事行動の間に開設されたと思われる侍所の長官になっている。侍所は鎌倉時代より配下御家人の監督統制機関として発足した。したがつて戦時に於いては、武士の行動を監督して戦功の有無大小を確認し、将軍に報告する権能をもつていた。この前記の軍忠状も侍所長官高師泰が戦功認定したものであろう。この権限が論功行賞の際に重要な意味をもつことはいうまでもない。かくて師泰が戦功の報告、証明を行ない、それにもとづき尊氏及び執事師直が恩賞を行なうという仕組が出来あがる。結局高兄弟でもつて、尊氏の軍事指揮権と恩賞権を事实上掌握することにより、武士階級の急所をおさえた恰好になつた。「執事ノ被官ニ身ヲ寄テ、恩顧ニ誇ル人幾千万ゾ⁽⁵⁾」といふ権勢を持つようになったことは偶然ではない。しかしこの場合、注日すべきは、「執事被官ニ身ヲ寄」せる武士が主に畿内・近国の土豪階層であつたらしい

ことである。これは元弘の争乱以来、政治動向に大きな影響を与え、最も尖鋭な反莊園体制勢力であつたから、それらの所領要求の激しいつき上げが「恩賞方」の師直に集り、その恩賞給与の交渉過程で、被官関係を結んだものと思われるが⁽⁶⁾、一方、逆に師直が積極的に彼らを被官化して、自己の軍団を形成したのではないか。恐らく後年、四條^後に楠木正行を破った高兄弟の率いる軍勢は、これら被官化した近畿の中小土豪武士層であつたと思われる。「太平記」には高兄弟を悪様に非難した記事に事欠かないが、その非難の一つは成上り者と見なされている事である。鎌倉時代、守護の一介の家人であった分際で、南北朝動乱に乗じて、急激に伸して来た者への嫌惡、軽蔑である。この場合、京都貴族は勿論であるが、更に東国の鎌倉御家人の系譜を引く伝統的豪族層に一段と強かつたのではないかと思われる。直義は勿論のこと、下野の名族小山氏と高師冬との対立⁽⁷⁾、東国ではないにしても鎌倉御家の名門佐々木の一族塙治高貞と師直の紛争⁽⁸⁾、更に観応擾乱の火付役が上杉重能、畠山直宗である事等々、これらの事例は、東国の伝統的御家人達と師直の間に予想以上の違和感、対立の状態が存在したことを思わせる。それだけに古くから師直らを支持する勢力などあるわけがなく、そこで師直は新しい支持者として、鎌倉後期に至つて抬頭した、畿内、近国の旧非御家人出身の中小土豪層を組織し、自己の被官にしようと思つたのではないか。こういう点では、主人の師直

も、部下の畿内、近国の土豪層も共に新興階級なのであつて、いきおい莊園体制などの旧い支配秩序を打ち破らなければ、地位の上昇はおぼつかない。師直及び被官らが動乱を機会として、盛んに寺社本所領侵害を行つたのも故なしとしない。貞和四年(正平三年・一二四八)幕府軍と楠木正行勢との間に四条畷の戦いが行なわれた。この時和泉の田代、日根野、淡輪の諸氏が高師泰の統卒に従つて参戦した⁽⁹⁾。貞和五年五月九日の「妙心寺雜掌申状」⁽¹⁰⁾によれば、師泰は妙心寺領仁和寺荘に対し、「院宣御教書等御施行」は「一国平均之法」であるから不用であると称し(つまり、院や將軍の命令を無視)、全く何ももたずく強行入部して、各所に兵糧料所を設定した。恐らく前記の從軍した在地武士に給与したものと思われる。「(掃部)寮領河州大庭、兵糧料所として師泰、濫妨の上、軍勢に宛て賜はると云々、此の事此の間謳歌の事なり、しかれども勅裁にあらず、武家の下知にあらず、ただ師泰の成敗か」⁽¹¹⁾ここでは朝廷の所領といえども、師泰一人の恣意的行為によつて、侵略されて行く有様がうかがえる。師直は部下が恩賞不足を歎いた時、「何ヲ少所ト歎給フ。其近辺ニ寺社本所ノ所領アラバ、堺ヲ越テ知行セヨ」⁽¹²⁾と言つたといふから、彼自身近畿、近国の旧非御家人・悪党的な階層の要求に強くつきあげられたという場合もあるが、彼の方からも悪党の者をけしかけて莊園侵略をそそのかして、積極的に彼らを自己の被官にすることを忘れてはいなかつた。こういった師直の

旧勢力に対する急進的態度は、直義を中心とする幕府の寺社本所保護方針に根本から対立するものといわなければならぬ。

さて幕府が寺社本所領を保護することは、前に指摘したように幕府が再建された当初からの一貫した方針であつた。師直らがその支持層の要求につきあげられて、又は彼自身積極的に、幕府の決定に違反して寺社本所領否定の過激な政策を推し進めたのが、師直と直義の対立する原因である。とすれば、両者の衝突は、もっと早く現実化しなければならないだろう。それが寺社本所領保護の政策が最初に法令化した建武五年(延元元年・一二三八)より、やや時が経過して現実化した(貞和五年・一二四九)ことは、師直らの急進的態度が直義との対立の過程において、その結果として生まれたことを物語るものではなかろうか。暦応三年(興国元年・一二四〇)四月十五日の法令は、この際注目すべきである。

寺社并本所領以下押領輩事、御沙汰、

近年武家被官人。甲乙之輩、令違背下知御教書、剩對掉守護使并使節等、及合戰狼藉之由、有其聞。縛起常篇。然者別而可有嚴密之沙汰。奉行人令隨身文書。直令被露者、可被裁判罪名之旨。可触仰五引付焉。⁽¹³⁾

この法令を佐藤進一氏は、寺社本所領以下押領のかどで訴えられたものが下知に背き、使節の遵行を実力で妨げた場合

には、担当の奉行は引付を経由せず、直義に直接に披露して

(6) 永原慶二「南北朝の内乱」(岩波講座「日本歴史中世2」所
収)。

その裁断を受けることを規定したものである、として直義の親裁権を定めたものとして、この規定を重視している⁽¹⁴⁾。それも当然であるが、それと一緒に考えられることは、直義の親裁権強化が幕府内部の情勢に微妙な変化を及ぼし、対抗勢力である師直らの反発を招き、両者の対立を決定的にしたのである。東国に滞在していた親房が直義・師直の対立が爆発寸前であることを知ったのも直義の親裁権が強化されてから二年あまり経過した後であること、更に、その年(康永元年)の正月直義が病にかかった時、諸将が見舞つたのであるが⁽¹⁵⁾、この時師直は、諸国の守護に命じて直義の病気見舞いとして上京することを禁止している⁽¹⁶⁾事実からも、この推測が妥当であるのではなかろうか。直義を支持する勢力が足利氏一門、旧評定衆、奉行人を主とするものであつた⁽¹⁷⁾、とすると師直は旧非御家人、莊官、悪党ら以外に支持層を見い出すのは困難であつたろう。このようにして、直義と師直の対立はいよいよ深刻となつた。

- 注 (1) 高階系図(続群書類從所収)。
(2) 「太平記」卷二十七御所囲ム事。
(3) 中村直勝「足利家時の置文に就いて」(歴史と地理第三二巻第五号)。
(4) 「薩藩旧記」前集十三所収。
(5) 「太平記」。

- (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8)
高師冬は師直の弟であつて、暦応三年、當時常陸にあつて南朝勢力の確立に専心する北畠親房攻撃のため、京都より下つてきたものである。しかし「高師冬弥重可寄來」取陣於宇都宮候。方々勢全分会合進退谷云々」(北畠親房書状 興国二年十月十日「結城文書」所収)という有様で、関東在地勢力の十分な協力がえられなかつた。とくに下野守護小山朝郷との仲は、うまくいかず、師冬が幕府の御教書を伝達するときは、小山は丁寧の返事を出しが、それだけであつた。小山は幕府と仲違いをしていて、兄弟が内争している、ということを理由に、師冬への加勢をせず、合戦の準備を全然しなかつた。(北畠親房書状 興国二年四月五日「結城文書」所収)。
「太平記」卷二十一塙治判官謹死事。
「田代文書四」「日根文書乾」「淡輪文書」。
「妙心寺文書」。
「園太曆」貞和四年二月五日条。
「太平記」卷二十六妙吉侍者事付泰始皇帝事。
「建武以来追加」(中世法制史料集二所収)。
佐藤進一・前掲論文。
「中院一品記」。
島津家文書「薩藩旧記」所収。
「觀応二年日次記」七月三十日条 錦小路禪門(直義)北国下向 供奉人数云々。

三

このように直義と師直の関係が急激に緊張度を高めてくると、執事師直の背後に尊氏がいる以上、直義と尊氏との兄弟の対立ともなりかねぬ状態も起つてくる。これはもともと幕府の二頭体制に問題があった。直義はできるだけ朝廷初め寺社などの伝統的諸勢力と慎重かつ柔軟な姿勢を保つことによつて、足利政権の確立を日ざそうとした。具体的にいえば、守護が大犯三ヶ条以上の権限を行使して、寺社本所領に干渉することを禁じている。彼が企画した公武関係のあり方は、ほぼ鎌倉幕府のそれをそのまま固定、継承しようとするものである。ところが、師直が尊氏の執事として二頭体制のもう一翼を保持して半済、兵糧料所、要害地、関所などを設定し、それらを管理するための指令を発する地位にいた。師直は、こうした軍事的、恩賞的な権限を、自分の勢力拡大に大はばに流用した。前述したように、近隣の庄園を勝手に切り取れと部下に命じたり、師泰の場合のように恣意的に兵糧料所を設定して部下に給与するなど、幕府内部より、ときの執政者直義と全く反対の立場にたつ政策をおし出してきたのである。直義の政策が貴族層に評判がよくて「公家輩皆悦ンデ曰ク此人若シ亡バ則チ師直弥恣ニ朝廷ヲ掠ン云々」⁽¹⁾といわれても、地方武士層の統制がなかなかきかず、貞和二年の守護非法条々⁽²⁾にみられるように守護権限の拡大によつて、

領主層の地域的封建権力樹立の傾向に譲歩しなければならなかつたのは当然である。権力は一元化して始めて強力なものになる。幕府首惱部でもつて相反する施政方針が争つていれば、地方武士層の統制が進まず脆弱であるのは明白である。したがつて、おたがいが権限与奪を行つて権力の強化を期そうとする。前述した直義の親裁権の成立もそのあらわれであろう。さてこのような対立闘争の中にあって、尊氏と直義との関係はどのようであつたろうか。

直義と師直が対立関係になることは、はつきりしている。直義にとつては、師直の露骨な現状打破主義は、直義の遂行する国内秩序の再建方針を危くするばかりでない。その鎌倉幕府的な秩序意識からいっても、一介の被官が大きな顔をするのは不快であつたろう。逆に師直の立場からいえば、ともかく勢力拡大には古い秩序と権威打破を行なわなければならないのであって、「太平記」の挿話から想像されるような、そのアクの強い人柄と、執事という立場がますます彼の急進的な面を發揮する。ここでは二人はまったく相対立する。しかし尊氏、直義の場合はより微妙である。彼等はまず兄弟であった。それも頼朝、義経兄弟のような関係でなく、同母で一つ違ひの年令である。更になによりも彼らは、挙兵の当初より常に一体となつて事を進めてきた。難局を乗ち切る為に連帯感もわいたであろう。建武二年十一月、折から新田義貞の軍せまる時、尊氏は蟄居先の浄光明寺より一步も外に出なか

つたが、弟直義諸所に敗北し、その身危うしと聞くにおよんで「若シ頭殿（左馬頭）命ヲ落ル事アラバ、我又存命無益也」⁽³⁾として出陣したのであつた。尊氏の真情を伝えるものと解して、誤りないであろう。彼の天下掌握の陰に直義のはたしたて役割は大きなものがあつた。したがつて、尊氏が幕府開設にあたつて、彼の地位を二分して、一半を弟に与えたのは、その時は本心からであつたろう。しかし、この足利氏の両頭政治は、当面の目標である武家政権再建に努力している間はよかつたが、幕府が設立されてようやくその業が緒につく段階になると矛盾が顕在化してくる。そのとき、はたして兄弟愛がどれほど対立の緩和に役立つであろうか。直義と師直の対立が激化する過程において、尊氏が依然と師直を執事にとどめ信任していることは、直義にとつては心外なことであつたろう⁽⁴⁾。特に寺社本所領対策において、尊氏自身が直義の政策の直接の妨害者でないにしても、師直の行動が尊氏の責任に帰することは、將軍一執事の命令系統からみても当然である。つまり、師直は尊氏が実権をもつてゐることで、自分もその代官として力をふるえるのであるが、直義が実権をとれば、師直は表向きは立場を失うのである。具体的に明白な例証はないが、擾乱の端緒に氣勢を制した直義が、最初に手をつけた事が、院宣の效果によつて、師直の執事職罷免を実現させていること⁽⁵⁾より見れば、これが最大の目的であったことは明らかである。恐らく以前より尊氏にせまつて、師直の執事

職罷免を要求したであろう。これに対し尊氏がどのような態度を示したかは明らかでないが、現実には依然として執事の地位を継承しているから、尊氏としては要請があつたとしても受け入れなかつたはずである。師直の処置をめぐつて尊氏、直義の間に溝ができたことは、当然考えられる。

次にあるいはこの方が尊氏、直義を不和にさせた直接的な要因ではないかとも思われるが、それは尊氏が嫡子義詮の政務就任を望みだしてきたことである。このことを伝える尊氏自身の言葉はないが、「難太平記」には「寶篋院殿（義詮）をば大御所（尊氏）さすがに御父子の事にて捨申させ給ひがたく、大休寺殿（直義）も又おなじ御兄弟ながらもあわれなる御志どもにて。中先代の時箱根山よりして天下をも御当家をもゆづり申給ひし事を、大御所はおぼしめし忘給はで。只いかにもして大休寺殿より寶篋院殿へうつくしく天下をゆづり與申させ給へかし」⁽⁶⁾とあって、この間の事情がかなりはつきりわかる。すなわち尊氏としては、自分の方から政務を直義にまかせた手前、できるだけ穏やかに委譲という形で直義から義詮へ政務の座を与えることを望んでいたのである。しかし現実には貞和五年八月の師直による実力行使が起つて始めて、直義の政界引退が実現したのであるから、恐らく直義には引退の意志はなかつたのであろうし、尊氏の申し出に対しても色よい返事をあたえなかつたかもしぬ。そうした時、兄弟二人が協力して企画遂行した天竜寺造営、安国寺利生塔の計

画、建立事業は⁽¹⁾、とかく衝突しがちな二人の心を安める意味もあつたであろう。しかし結果的にはこれらの事業はまた、直義の執政の成果を物語るものである。彼は「建武」の次に「文」の字を含む年号を希望するほど、文治すなわち平和的手段による国内秩序の再建に意欲を燃やしていた⁽²⁾。そして延元元年、顯家、義貞の死後、畿内における南朝の活動は目立つて下火になり、平穏な時代がここしばらく続いていた。その時期にあたって、康永元年の五山十刹の制、安國寺利生塔の建立、天龍寺の造営等の事業は⁽³⁾、直義のいう「政治」による統治成果の具体的な表われにほかならない。直義の政務は当時の公家・寺社等より評判がよかつた⁽⁴⁾。しかし尊氏にとつては、直義の声望が盛んになればなるほど、その後継者のが心配になつてくるわけである。

この時にあたつて、直義が尊氏の庶長子である直冬を養子に迎え入れたことは⁽⁵⁾、兄弟離反の決定的な要因となつたと思われる。直冬はそれまで尊氏にとつて単なる疎ましい子であつたが、今や直義の養子となることによつて、警戒すべき存在になつた。この段階で直義の養子になることは、直義の保持する権限を継承する資格を得て、将来義詮への有力なる対抗者となることを意味するからである。したがつて、尊氏としては直義の引退は切実なるものがあつたので、貞和五年八月の師直のクーデターによる直義の政務引退事件も、同時より尊氏と師直で仕組んだ芝居といわれていた。「園太曆」⁽⁶⁾に

「天下武士千葉宇都宮以下大略属師直、大納言（尊氏）兄弟方大略無人、不及師直勢半分、但或云大納言与師直兼内通事歟」とあるが、一介の代官（執事）である師直にして大勢の兵を集めることができたのは、尊氏が師直に積極的な支援ではなくとも、黙認程度はあつたと思われる。更に事件後の直義政務引退、尊氏の嫡子義詮の幕政統轄地位への就任等の結果をみれば、尊氏が予め師直に内意を与えたかの是否は明らかではないにしても、この機会に乗じて直義派の勢力に打撃を加え、それによって義詮の登場を容易ならしめようと企てたと、これが本心ではなかつたであろうか。

註 (1) 「太平記」。⁽²⁾ 「建武以来追加」（中世法制史料集二所収）。

(3) 「梅松論」下。

(4) 師直は幕府開設にあたり、政所執事に、弟師泰は侍所長官の要職についた（高階系図 武家年代記）、更に高氏が上総・三

河という鎌倉以来の足利氏守護職相伝の国の守護に任じ、師直が武藏国司に任じている（安保文書 別符文書）事は、尊氏の師直らに対する信頼の現われとみてよいだろう。

(5) 「太平記」貞和五年六月三十日条。⁽⁶⁾ 「難太平記」

(7) (9) 「夢窓国師年譜」暦応二年己卯の条。玉村竹二「夢窓国師」佐藤進一「南北朝の動乱」（「日本の歴史」9 中央公論社版）

「太平記」卷二十三就直義病惱上皇御願書事。「続本朝通鑑」。

(10) (11) 「師守記」康永三年六月一七日条。

「園太曆」貞和五年八月一四日条。

（未完）